

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した章を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一編・第二編 略〕</p> <p>第三編 計算関係書類等</p> <p>〔第一章〳第八章 略〕</p> <p>第九章 計算書類等の投資主への提供（第八十一条）</p> <p>第十章 出資総額等の合計額（第八十一条の二）</p> <p>第四編 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〳二十九 略〕</p> <p>三十 一時差異等調整引当額 法第三十七条第一項本文の規定により、利益を超えて投資主に分配された金額（以下「利益超過分配金額」という。）のうち、次に掲げる額の合計額の範囲内において、利益処分に充当するものをいう。</p>	<p>目次</p> <p>〔第一編・第二編 同上〕</p> <p>第三編 計算関係書類</p> <p>〔第一章〳第八章 同上〕</p> <p>第九章 計算書類等の投資主への提供（第八十一条）</p> <p>第四編 〔同上〕</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一〳二十九 同上〕</p> <p>三十 〔同上〕</p>

<p>イ 「略」</p> <p>ロ 純資産控除項目（第三十九条第一項第三号並びに第二項第二号及び第四号に掲げる額の合計額が負となる場合における当該合計額をいう。）</p> <p>三十一 「略」</p> <p>第十章 出資総額等の合計額</p> <p>第八十一条の二 法第三十六条第一項に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 出資総額等</p> <p>二 貸借対照表の純資産の部に第三十九条第一項第二号の評価・換算差額等として計上した額</p>	<p>イ 「同上」</p> <p>ロ 純資産控除項目（第三十九条第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号及び第四号に掲げる額の合計額が負となる場合における当該合計額をいう。）</p> <p>三十一 「同上」</p> <p>「章を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	